

変更登録申請等の手続きについて

I 登録事項(税理士事務所所在地・住所・本籍・氏名・資格)に変更が生じた場合は、遅滞なく変更登録の申請(税理士法第20条)をしなければならないと規定されておりますので、所定の変更登録申請書に手数料及び必要書類等を添えて書類にて事務局宛提出して下さい。

登録関係については、平成26年3月20日の税理士法改正により日税連において、種々の手続の変更について検討され、税理士証票の定期交換制度が開始されております。

以下の内容は、令和5年4月1日現在日税連による取扱いに基づいておりますので、ご留意願います。

変 更 登 録 事 項	提 出 書 類	手 数 料
① 税 理 士 事 務 所 ② 税理士事務所・住所 ③ 税理士事務所・本籍 ④ 税理士事務所・住所・本籍	○ 変更登録申請書 1通 ○ 変更登録申請に関する届出書 1通 ○ 顔写真 1葉 (概ねたて 3.0cm×よこ 2.4cm) ⇒運転免許証サイズ、裏面に氏名記入 ○ 事務所の所有形態により以下の書類 - イ 自己所有又は家族・親族が所有する(申請者との共同所有含む)建物を税理士事務所とする場合 登記事項証明書(建物) 1通 ※未登記の場合は他公的書類 ※ 登記と所在地番地表示が異なる場合は、その申請 1通 ※ 自己及び家族・親族所有(共有含む)の建物・マンション等の場合は、事務所設置同意書(共有者全員・管理組合等からの同意)または事務所設置に関する誓約書 1通 - ロ 他人所有により賃貸借・使用貸借の場合 ※ 賃貸借・使用貸借契約書の写し 1通 ※ 建物の所有者・管理責任者等からの事務所設置同意書または事務所設置に関する誓約書 1通 ○ 事務所地の写真(建物の外観及び本拠となる場所をそれぞれ撮影したもの) ⇒本拠となる場所について ・個室の場合…出入口から部屋を撮影したもの ・オフィス環境等の場合…本拠となるスペースとオフィス全体を撮影したもの ※所属税理士となる場合は、所属税理士同意書 1通 ※社員税理士となる場合は、同意書の他 税理士法人の変更または設立届出と併せて提出(法人登記簿 ※3ヶ月以内) ※ ②～④該当は、変更事項に応じて住民票の写し1通 戸籍抄本 1通、またはその両方を添付(コピー不可)	5,000円 (現金)
⑤ 氏 名	変更登録申請書 1通 戸籍抄本 1通 (コピー不可) 写真 1葉(概ねたて 3.0cm×よこ 2.4cm)※裏面に氏名記入	5,000円 (現金)
⑥ 資 格 — 資格の変更手続きは任意 —	変更登録申請書 1通 資格を習得したことを証する書面 1通	2,500円 (現金)
⑦ 住 所 ⑧ 本 籍 ⑨ 住 所 ・ 本 籍	変更登録申請書 1通 (※はコピー不可) ※⑦該当は住民票の写し1通、⑧該当は戸籍抄本1通、 ⑨該当は住民票の写し・戸籍抄本を1通ずつ添付	2,500円 (現金)

(注)1 市制施行、行政区画の変更、町名番地の整理等による変更については、申請書中「変更の事由」欄に「住居表示に関する法律の実施による」と明記して下さい。手数料は不要ですが、行政区画等の変更を証する公的文書(証明書等)を添付願います。

(注)2 申請書中のFAX番号欄について、変更となる場合は必ずご記入願います。(会員名簿掲載)

1 変更登録申請書記載等に係る留意事項

- (1) 税理士事務所所在地、住所、本籍の記載にあたっては誤記脱字がないかを確認し、丁目、番、号、番地及びビル名等の記載を省略したり、(株)、(有)等の表示をしないよう新規登録に準じ正しい名称で記載すること。
ただし、仙台市以外は県から記載し、数字は算用数字に統一すること。
- (2) 登録番号、登録年月日、変更前の内容に相違ないように記載すること。
- (3) 税理士事務所の変更については「変更の事由」をできるだけ詳細に記載すること。
- (4) 税理士事務所の移転による変更については、二ヵ所事務所(増設)とならないよう旧事務所の看板等を速やかに撤去すること。
- (5) 変更が生じた場合は、所属支部の支部長に事前に連絡すること。
- (6) 事務所等変更により更新した税理士証票が届き次第、旧税理士証票を事務局に送付すること。
- (7) 変更の生じた年月日において、税理士法人の社員の方の変更の場合は、履歴事項全部証明書の登記日を記載すること。
- (8) 写真(税理士証票貼付用 概ねタテ3.0cm ヨコ2.4cm)は6ヵ月以内に撮影したもので、背景は無地(上着及びネクタイ(男性)着用が望ましい)とします。カラーでも白黒でも可。
また、写りが不鮮明なものや顔の部分が大きすぎる、小さすぎる等の写真においては、差替えを求めることがあります。なお、写真の裏面には必ず氏名及び撮影年月日を記入すること。

【 変更登録申請書の記載例 】

(記載例 ― 1 開業税理士事務所及び自宅住所の変更)

登録事項	変更後の内容	変更前の内容	変更の生じた年月日
ふりがな 事務所等 の所在地 ※(開業)	〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル〇階(またはF) TEL ×××(×××)×××× FAX ×××(×××)××××	〒000-0000 〇〇県△△市△△町△番△号 TEL ×××(×××)×××× FAX ×××(×××)××××	令和 〇・〇・〇
ふりがな 住所 (自宅)	〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇マンション〇〇号 TEL ×××(×××)××××	〒000-0000 △△市△△区△△町△番△号 TEL ×××(×××)××××	令和 〇・〇・〇 ※住民票転居日
変更の 事由	※ 移転の実状を記載してください。 ([例] 事務所地の利便性のため移転 / 自宅の転居)		

(記載例 ― 2 本籍地の変更)

登録事項	変更後の内容	変更前の内容	変更の生じた年月日
ふりがな 本 籍	〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番	〒000-0000 △△市△△区△△町△番	令和 〇・〇・〇 ※戸籍転籍日
変 更 の 事 由	住居地に本籍を移籍した。		

(記載例 ― 3 開業税理士から所属税理士への変更)

登録事項	変更後の内容	変更前の内容	変更の生じた年月日
ふりがな 事 務 所 等 の 所 在 地 ※(開業)	〒 TEL () FAX ()	〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル〇階(またはF) TEL ×××(×××)×××× FAX ×××(×××)××××	
事 務 所 の 名 称		乙川三郎税理士事務所	
税理士又は 税理士法人 の補助者と して業務に 従事する 税 理 士	税理士事務所又は税理士法人の名称 甲野太郎税理士事務所 所在地 〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル〇階(またはF) TEL ×××(×××)×××× FAX ×××(×××)××××	税理士事務所又は税理士法人の名称 所在地 〒 TEL () FAX ()	令和 〇・〇・〇
変 更 の 事 由	所属税理士となるため。		

(記載例 ― 4 税理士法人の所属税理士から社員税理士への変更)

登録事項	変更後の内容	変更前の内容	変更の生じた年月日
税理士法人 の 社 員	税理士法人の名称 税理士法人〇〇会計 〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル〇階(またはF) TEL ×××(×××)×××× FAX ×××(×××)××××	税理士法人の名称 TEL () FAX ()	令和 〇・〇・〇 ※登記簿登記日
税理士又は 税理士法人 の補助者と して業務に 従事する 税 理 士	税理士事務所又は税理士法人の名称 所在地 〒 TEL () FAX ()	税理士事務所又は税理士法人の名称 税理士法人〇〇会計 〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル〇階(またはF) TEL ×××(×××)×××× FAX ×××(×××)××××	
変 更 の 事 由	税理士法人の社員となるため。		

Ⅱ 税理士証票の再交付申請

事 由	提 出 書 類	手 数 料
亡 失	税理士証票亡失届書 2通	6, 000 円
	税理士証票再交付申請書 2通	
	始末書 (注)直筆にて作成のこと。 2通	
	写真 1葉	
	盗難による場合は警察等の証明書 1通	
損 壊・書 換	写真 1葉	2, 500 円

【 退会時の届出 】

- 1 他単位会への転出による退会の場合は、以下の必要書類及び手数料等を添えて所属税理士会事務局宛に提出してください。

	他 単 位 会 へ 転 出 の 場 合
提出書類等	I の変更登録申請書類一式、写真2葉 (手数料 5,000円(現金))
	住民票の写し 1通 (注) 転居後のものを提出願います。
	退会届 1通
	会員章(バッチ) 正章及び略章(お持ちの方のみ) ※ 亡失された場合は、会員章亡失届書を提出願います。

- 2 業務廃止による退会の場合は、以下の必要書類等を添えて事務局宛に提出してください。

	業 務 廃 止 の 場 合
提出書類等	登録抹消届出書 2通
	退会届 1通
	税理士証票、会員章(バッチ) 正章及び略章(お持ちの方のみ)
	※ 証票亡失の場合は、税理士証票亡失届書及び始末書(直筆)を提出願います ※ 会員章亡失の場合は、会員章亡失届書を提出願います。